

小牧市訓令第 1 号

本 庁
出先機関

小牧市職務権限規程（昭和 5 8 年小牧市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

小牧市長 天 野 正 基

第 3 条第 4 号中「、組織規則第 4 条第 1 項に規定する支所、小牧市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年小牧市条例第 1 1 号）に規定する小牧市東部市民センター、小牧市北里市民センター及び小牧市味岡市民センター、小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年小牧市条例第 3 9 号）に規定する小牧市リサイクルプラザ」を削り、同条中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 7 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 所長 組織規則第 4 条第 1 項に規定する支所、小牧市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年小牧市条例第 1 1 号）に規定する小牧市東部市民センター、小牧市北里市民センター及び小牧市味岡市民センター並びに小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年小牧市条例第 3 9 号）に規定する小牧市リサイクルプラザの所長をいう。

別表第 1 の 2 の表休暇等の項中「園長等」を「所長及び園長等」に改める。

別表第 2 の 1 の表収入の項中

「

5 0 0 ~	
---------	--

を

」

「

500～	1,000を超えるものは、会計課長に合議
------	----------------------

に改め、同表施行伺の

」

項中「契約検査課長」を「総務課長」に改め、同表契約事項の項中

「

単価契約		～1,000	1,000～			予定価格の決定を含む。金額は、支出予定額とする。
長期継続契約	契約期間全体の総支出予定額に基づく、支出負担行為の決裁区分による。					単価契約の場合は、単価契約の決裁区分による。
工期又は納期の延長	支出負担行為の決裁区分による。					
入札執行伺及び見積徴収伺	支出負担行為の決裁区分による。					契約検査課依頼案件
予定価格及び制限価格の決定	支出負担行為の決裁区分による。					については、「部長」を「総務部長

		」に、「次長」を「総務部次長」に、「課長」を、「契約検査課長」にそれぞれ読み替えるものとする。
--	--	---

を
「

単価契約		～1,000	1,000～			単価契約の場合の金額は、支出予定額とする。総務課依頼案件については、「部長」を「総務部長
長期継続契約	契約期間全体の総支出予定額に基づく、支出負担行為の決裁区分による。（単価契約の場合は、単価契約の決裁区分による。）					
入札執行伺及び見積徴収伺	支出負担行為の決裁区分による。					

予 定 価 格 及 び 制 限 価 格 の 決 定	単 価 契 約 に 係 る も の			○			」に、「次長」を「総務部次長」に、「課長」を「総務課長」にそれぞれ読み替えるものとする。
	上 記 以 外 の も の	支出負担行為の決裁区分による。ただし、支出負担行為の決裁区分が「副市長」の場合は、「部長」とする。					
工 期 又 は 納 期 の 延 長	支出負担行為の決裁区分による。						

に、「契約検査課の」を「総務課の」に改め、同表物品の不要の決定及び売却・廃棄の項中「契約検査課長」を「総務課長」に改め、同表予算の項中
「

100～			
○			
200～			

を

100～			「部長」を「総務部長」に読み替えるものとする。
○			
200～			

に改め、同表に次のように加える。

有価証券の売買	～10,000	10,000～				
---------	---------	---------	--	--	--	--

別表第2の2の表中

1 報酬	2 給料	3 職員手当等
4 共済費	5 災害補償費	6 恩給及び退職年金

1 報酬	2 給料	3 職員手当等	4 共済費	5 災害補償費	6 恩給及び退職年金	7 報償費	8 旅費
------	------	---------	-------	---------	------------	-------	------

を に改め、7 報償費

の項及び8 旅費の項を削り、

24 積立金		○						○				○
25 寄附金	○				○	○			○			

を

24 積立	利子				○							○
-------	----	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---

金	積												
	立												
	分												
	上記以外のもの		○						○				○
25 寄附金		○				○	○			○			

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。